

○神奈川県警察留置業務推進要領の制定について（概要）

（平成 29 年 2 月 8 日 例規第 4 号 神管発第 52 号）

最終改正 平成 29 年 3 月 31 日 例規第 14 号 神務発第 465 号

この通達は、神奈川県警察における留置業務の適正な推進に関し、必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 総則
- 被留置者の留置
- 物品の貸与等及び自弁
- 金品の取扱い
- 外部交通
- 留置施設における被留置者の処遇
- 護送
- 留置業務に係る刑事手続

である。